

事 務 連 絡  
平成28年7月25日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
介 護 保 険 計 画 課  
高 齢 者 支 援 課  
振 興 課  
老 人 保 健 課

### 平成28年熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示について

標記災害の被災に伴い、被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護サービス事業所等に提示できない場合には、「平成28年（2016年）熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」（平成28年4月18日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）において、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとしてきたところですが、今般、各市町村において、被保険者証等の再交付が随時行われていることを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしましたので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 平成28年10月1日以降は、介護サービス事業所等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとすること。
- 2 このため、各介護サービス事業所等においては、被保険者証等を消失した者等に対し、速やかに加入している介護保険の保険者市町村に連絡し、被保険者証等の再交付を受けるよう周知を図られたい。
- 3 各介護サービス事業所等においては、被災により被保険者証等を消失あるいは家屋に残したまま避難している者が、10月1日以降も被保険者証等を提示せずに介護サービスを利用しようとした場合には、その氏名・住所・生年月日・負担割合（後日、介護報酬の請求に必要な事項について問い合わせができるよう、必ず利用者の連絡先を確認しておくこと。）の申告を受けた上でサービスを利用できることとする。その場合、速やかに被保険者証等の再交付を受けるよう周知するとともに、再交付後、被保険者番号等を必ず当該介護サービス事業所等に連絡するよう伝えること。